

## 就業規則 版

# 届出前にまずチェック



労働基準監督署に届け出いただく就業規則作成・変更届には必須の記載項目や届出時のルールが細かく決められています。

これらのルールに沿って届け出されていない場合は、監督署の職員から内容を確認させていただいたり、場合によっては当日受理ができずお返しすることもあります。

そこで、新居浜労働基準監督署に届け出された就業規則作成・変更届の不備事例を以下にまとめましたので、これを届出書面の事前チェックにご活用いただきますようお願いいたします。

### 特に確認していただきたいこと



#### 就業規則の届出は事業場単位となっていますか？

常時 10 人以上の労働者を使用する事業場単位ごとにそれぞれ意見書を作成して届出が必要です。

#### 過半数組合又は労働者代表の意見書は添付されていますか？

就業規則を届け出の際には意見書の添付が必須となります。

#### 意見書にはきちんと意見が記載されていますか？

意見がない場合でも「意見なし」など意見がないことを明記してください。

#### 就業規則の附属規程(賃金規程、退職金規程など)の添付漏れはありませんか？

新規届出の場合には内容が全て網羅された状態で届け出る必要があります。  
一部変更の場合には変更した規程又は新旧対照表の届け出で構いません。

#### 労働者代表の職名や選出方法は記載されていますか？

必須の記載項目ではないですが、労働者代表の適格性が確認できない場合は受理できません。

## チェックポイント例

届出対象の事業場の業種を記載します

### 就業規則（変更）届

届出単位は事業場（拠点）ごとになります

|                  |                                     |   |             |
|------------------|-------------------------------------|---|-------------|
|                  |                                     | 労働保険番号  |             |
|                  |                                     | 整理番号  |             |
| 事業の種類            | 事業の名称                               | 事業の所在地  |             |
| 船舶部品製造業          | 株式会社○田工業 支店<br><small>(旧名称)</small> | 西条市○○町 9 丁目 8 7 6 - 5<br>TEL ( 0000 ) 123 - 4567<br><small>(旧所在地)</small> |             |
| 就業規則又はその変更事項     |                                     | 別紙のとおり  |             |
| 意見の聴取年月日         |                                     | 令和 3 年 10 月 12 日  |             |
| 意見書              | 下記のとおり                              | 労働者数  | 25 名        |
| 令和 3 年 10 月 13 日 |                                     |   |             |
| 使用者              |                                     | 職名  | 代表取締役 ○田 花子 |
|                  |                                     | 氏名  |             |
| 新居浜 労働基準監督署長 殿   |                                     |   |             |

## 意見書

別紙の就業規則（変更）に関する意見は下記のとおりである。

意見の有無に関わらず必ず記入してください  
【空欄 NG】

### 【意見書の記載例】

- 就業規則の内容に異論がない場合、肯定的な意見を記載する場合  
『特に意見はありません』、『内容に異議はありません』  
『今般の就業規則第○条の改定について全面的に支持します』など
- 就業規則の内容に異議がある場合、否定的な意見を記載する場合  
『今回の就業規則改定には全面的に反対します』  
『第○条の改定には承服できないため継続的な協議を求めます』など

令和 3 年 10 月 12 日 役職がない場合は

労働者代表 職名 溶接工 ← 職種を記入

氏名 原 一郎

労働者の過半数を代表する者の選出方法 ( 回覧による信任 )

代表取締役 ○田 花子 殿

意見書の宛先は届出事業場の代表者または使用者となります。